

# 災害実績条件付一般競争入札の試行について

建設産業課

## 1 趣旨

広島県土木建築局が発注する建設工事について、災害復旧工事等を受注した建設業者を評価するため、災害復旧工事等の実績を要件とした「災害実績条件付一般競争入札」を試行する。

## 2 災害復旧工事等の定義

広島県土木建築局が発注し、過去4年間に引き渡しを受けた災害復旧工事（平成30年度災害に限らない）とし、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づくもの、災害関連緊急砂防事業、災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業、特定緊急砂防事業、激甚災害対策特別緊急事業、河川等災害関連事業及び河川等災害復旧助成事業を対象とし、応急仮工事は対象外とする。

災害復旧工事等の実績は、令和3・4年度建設工事等入札参加資格者名簿作成時に決定し、2年毎に更新する。

## 3 対象工事

土木建築局発注の請負対象設計金額1,000万円以上5,000万円未満の土木一式工事から地域の実情に応じて選定する。

## 4 評価方法

2の災害復旧工事等の受注件数（災害査定毎）を一般競争入札の要件とすることとし、受注件数は参入可能業者数を考慮しつつ、令和3・4年度建設工事等入札参加資格者名簿作成時に決定する。参入可能業者数の標準については、概ね5者～12者程度とする。

## 5 適用期間

令和3年6月1日以降に公告する工事から試行する。

(対象部局：土木建築局)